

消費税率引き上げに伴う手数料等改定 Q&A

2019年10月1日（火）に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、同日以降のお取引に係わる各種手数料の消費税率は、原則として10%が適用されます。個別のお取引に関し、よくあるご照会をご案内いたしますのでご確認ください。

Q 振込手数料の消費税率はいつの取引から10%が適用されますか。

2019年10月1日以降を振込指定日とするお取引は10%が適用されます。

A なお、ATMおよび三菱UFJダイレクトにおいて
2019年9月30日に操作が完了した「予約振込」については、
振込指定日が2019年10月1日であっても旧税率（8%）が適用されるなど、
一部例外もございます。

Q ATM利用手数料の消費税率はいつの取引から10%が適用されますか。

A 2019年10月1日以降にATMの操作が完了したお取引から10%が適用されます。

Q 取立手数料の消費税率はいつの持込分から10%が適用されますか。

2019年10月1日以降の店頭受付分から10%が適用されます。

A なお、事務お預かりサービスを利用した代金取立については、
2019年9月30日当行受付分から10%が適用されます。

Q 残高証明書発行手数料の消費税率はいつの分から10%が適用されますか。

2019年10月1日以降に発行のご依頼を受け付けた場合、または証明基準日が
2019年10月1日以降の場合は10%が適用されます。

A ※【例】①2019年10月10日に、2019年 8月31日基準日の発行依頼を受付→10%適用
②2019年 9月20日に、2019年10月31日基準日の発行依頼を受付→10%適用
※旧税率適用は、2019年9月30日までの発行ご依頼受付、かつ証明基準日が
2019年9月30日までの場合となります。